

江別市指定介護老人福祉施設等入所指針

1 指針の目的

この指針は、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日付け老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、江別市（以下「市」という。）における指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する手続及び基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

- (1) 入所の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は2と認定された者で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められるものとする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮するものとする。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯であること、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (3) 要介護1又は2と認定された者が特例入所の要件に該当すると認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所検討が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うものとする。なお、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有等が行われる場合は、以下の取扱いと異なる手続とすることを妨げるものではないものとする。
 - ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。
 - ② ①の場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっ

て適宜その意見を求めることができるものとする。

- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- ④ 下記4の入所検討委員会においては、必要に応じて介護の必要の程度や家族の状況等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができるものとする。

3 入所申込みの方法及び申込みの受理

- (1) 施設への入所申込みは、本人、家族等から、入所申込書等により、直接施設に行くものとする。
- (2) 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、入所申込者は、速やかに、施設に届けるものとする。変更の届は、当初の申込みの手續に準ずるものとする。
- (3) 申込書及び変更の届を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退、削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所に関する検討のための入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 委員会は施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成するものとする。また、施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。
- (3) 委員会は、必要に応じ、施設長が招集するものとする。
- (4) 委員会は、入所選考者名簿（以下「名簿」という。）を調製するとともに、これに基づいて、入所の決定を行うものとする。
- (5) 委員会は、協議の内容（2(3)③及び④の保険者市町村の意見を含む。）の記録を作成し、2年間保存するものとする。また、市、北海道又は保険者市町村から求めがあった場合は、記録を提出しなければならない。
- (6) 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 入所選考者名簿

- (1) 名簿は、次に掲げる評価要素及び勘案事項から、委員会において総合的に評価し、入所の必要性が高い者から登載するものとする。

① 評価要素

- ア 要介護度
- イ 精神症状・行動障害の状況

- ウ 介護者等の状況
- エ 生活・経済等の状況

② 勘案事項

入所の検討に当たり、入所の必要性及び緊急性の高さ等、特に勘案すべき事項

- (2) 施設は、(1)に掲げる評価要素及び勘案事項に基づき、あらかじめ入所の優先度及び手続を定め、評価を行うものとする。
- (3) 施設は、入所申込者から辞退の申し出があった場合又は施設からの入所の働きかけに対して自己都合（入院等やむを得ない事由を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除できるものとする。

6 特別な事由による入所者の決定

- (1) 次に掲げる場合で、かつ、委員会を開催することが困難な場合において、施設長は、名簿によらず入所を決定することができる。

① 緊急性

- ア 介護者による虐待、介護放棄又は介護者の急な入院・死亡等により、緊急の保護を要する場合
- イ 災害等により、緊急の保護を要する場合
- ウ 在宅復帰又は長期入院した者について、再入所が必要と認められる場合
- エ その他特段の緊急性が認められる場合

② 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条に定める措置委託による場合

- (2) (1)により入所を決定した場合は、施設長は、次回の委員会にその内容を報告し、承認を求めるものとする。

7 適正運用

- (1) 施設は、この入所指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 施設は、入所指針を公表することとし、入所申込者及び家族等に対し、入所優先順位の決定方法等、その内容について、十分に説明を行わなければならない。
- (3) 市は、この入所指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

8 その他

- (1) この入所指針は、必要に応じて見直すものとする。
- (2) この入所指針は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入所する者から適用する。